

# IASB/FASB「保険契約」に関する 円卓会議の概要

ASBJ 研究員 おきもと しげき  
**沖本 茂揮**



「保険契約」円卓会議の様子

## I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、「保険契約」に関する円卓会議を 2010 年 12 月 9 日に東京で開催した。今回の円卓会議は、アジア地域の意見を収集するために行われたものであり、ロンドン（同年 12 月 16 日）、ノーウォーク（同年 12 月 20 日）で同様の円卓会議が行われている。

東京での円卓会議は、同一のテーマで 2 回のセッションが行われ、IASB と FASB からは Warren McGregor 理事、山田辰己理事とスタッフ、企業会計基準委員会（ASBJ）からは西川委員長をはじめとする複数の委員とスタッフが

出席した。その他、アジア地域の保険会社や市場関係者、金融庁など、合計 34 名が議論に参加した。

ここでは、東京における円卓会議の議論の概要を中心に紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。なお、IASB の公開草案「保険契約」（ED）の概要については、本特集の別稿（40 頁）をご参照いただきたい。

## II 円卓会議の概要

東京における円卓会議は、ED の内容について、広く参加者の意見を収集することを目的として行われた。主なトピックは次のとおりであり、2 回のセッションを通じて多くの意見が寄せられた。

### (1) ボラティリティ

ED では、保険契約負債を現在価値で每期再測定することが提案されているが、見積り（特に割引率）の変更が純損益に大きなボラティリティを生じる懸念があると、さまざまな関係者から意見が寄せられており、重要なトピックの 1 つと考えられる。

参加者からは、金利変動の影響は大きく、純損益が目的適合性のないものとなるおそれがある

るため、当該影響はその他の包括利益に計上すべきという意見があった。また、金利以外（死亡率等）の見積りの変動も影響は大きいので、純損益に含めず残余マージンで調整すべきという意見もあった。さらに、会計上のミスマッチを回避するため、負債側でのその他の包括利益の活用とともに、資産側では、廃止された売却可能金融資産カテゴリーをIFRS第9号「金融商品」でも認めるよう再検討すべきとの意見もあった。また、使用する割引率は保有する資産の収益率を反映すべきとの意見もあった。一方、ALMが達成できていれば、その他の包括利益を利用する必要はなく、EDの提案に賛成するとの意見や、市場の動きを無視すべきではなく、金利変動が純損益に与える影響をみたい、との意見もあった。

IASBからは、分類及び測定に関するIFRS第9号の議論を再開する予定はないとのコメントがあった。

## (2) リスク調整とマージン

EDでは、保険契約の測定に将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性を反映するためのリスク調整と、初日の利得を排除するための残余マージンを含めること（以下「2マージン・アプローチ」という。）、及び、リスク調整を見積るための技法を3つに限定することが提案されている。一方、FASBは、リスク調整と残余マージンを区別するのではなく、単一の複合マージンに統合すべきであるとしている。

参加者からは総じて、両アプローチともにメリット・デメリットがあるとの意見が聞かれた。リスク調整は信頼性をもって見積ることが実務的に困難であり、見積技法やパラメーターの違いから企業間の比較可能性が失われるとの意見

があった。また、複合マージンは収益認識プロジェクトの契約当初の不利な契約テストの概念と整合的であるとの意見があった。一方、ソルベンシーII<sup>1</sup>ではリスク調整と同様の考え方が検討されているので、2マージン・アプローチを支持するとの意見があった。2マージン・アプローチを支持する参加者からも、実務や比較可能性の観点から、さらなるガイダンスの必要性や、技法を限定することに対する懸念が示された。また、巨大異常災害の危険に対応するリスク調整の見積りは、企業の自由選択とすれば大きな差異が生じるおそれがあるので、何らかの共通モデルを使用させるべきとの意見があった。

## (3) アンバンドリング

EDでは、保険契約の構成要素のうち、保険カバーに密接に関連していないものを保険要素から区分して、他の会計基準に基づいて会計処理することが提案されている。

参加者からは、作成者の恣意的な選択により比較可能性が損なわれるおそれがあるため、構成要素が契約条件や客観的な方法により保険カバーに関連していないと明示的にわかる場合にアンバンドリングを要求すべきとの意見があった。また、コスト・ベネフィットの観点から、EDの提案のとおり解約オプション等についてはアンバンドルすべきではないとの意見があった。さらに、ほとんどの保険契約では預り金要素が保険カバーに密接に関連しており、EDの規準ではアンバンドルされないことになるが、これは他の金融負債との比較可能性の問題があるとの意見があった。

IASBからは、日本やオーストラリア、ニュージーランドでは、商品の性格上、アンバンドリングはさほど問題とはなっていないのかもしれ

1 欧州で見直しの検討が進められている保険規制（ソルベンシー規制）のことを指す。

ないとのコメントがあった。

#### (4) 短期契約についての修正アプローチ

EDでは、カバー期間がおおむね1年以下であり、キャッシュ・フローの変動性に著しく影響を与える組込デリバティブを含んでいない契約の測定について修正アプローチを提案している。

参加者からは、修正アプローチは簡便法であり、適用は要求ではなく許容とすべきとの意見があった。また、期間をおおむね1年以下としているが、期間はより柔軟に検討すべきとの意見があった。

IASBからは、要求ではなく許容とした場合、比較可能性の懸念が生じるのではないかとのコメントがあった。また、期間の規準については再検討する必要があると考えているとのコメントがあった。

#### (5) 表示

EDでは、保険契約の測定モデルと整合的な要約マージン・アプローチが提案されている。当該アプローチでは、保険料収益や保険金支払等のボリューム情報が表示されないが、この点についての懸念がアジア以外の地域でも挙がっていることが、IASBから紹介された。

参加者からは、保険会社の経営者には業績を説明する責任があるが、その際にはボリューム情報が重要であるとの意見があった。また、連結財務諸表が利用者にとって理解不能なものとなるおそれがあるとの意見があった。さらに、EDの提案に賛成する参加者からも、ボリューム情報は注記で開示すべきとの意見があった。その他、伝統的な保険料アプローチの維持を支持する意見、拡張マージン・アプローチ（マージンに保険金費用等をグロスアップして収益を算出する手法）を支持する意見、当該アプローチの折衷案を模索する意見などが、参加者から

寄せられた。

IASBも、要約マージン・アプローチではなく、拡張マージン・アプローチ等の他のアプローチを検討する必要性を認識しているようであった。

#### (6) 経過措置

EDでは、適用時の既存保険契約については遡及処理せずに、表示される最も古い期間の期首現在で履行キャッシュ・フローの現在価値で測定し、当該契約の残余マージンをゼロとするアプローチが提案されている。

参加者からは、残余マージンをゼロとするのではなく、新基準適用直前の保険負債の簿価から、適用時に計算した履行キャッシュ・フローの現在価値を控除して計算した金額を残余マージンとすべきとの意見や、適用時におけるみなし残余マージンの算定を求める意見があった。また、実務的に可能であれば遡及処理も認めるべきとの意見があった。

IASBからは、実務的に可能であれば遡及適用を認めてもよいかもしいとのコメントがあった。

#### (7) その他

上記以外の論点に関して、参加者からは、①契約キャッシュ・フローに含まれる増分新契約費の対象がEDの定義では狭いとの懸念があること、②法律等で料率規制されている保険（日本では自賠責保険）について特別な取扱いの検討が必要であること、③保険契約基準とIFRS第9号の適用時期の関係が重要であること、④新基準の適用にはシステム対応等の十分な準備期間が必要であること、⑤IASBとFASBによるコンバージェンスされた保険契約基準の開発を希望すること、等の意見があった。

これに対しIASBとFASBからは、①さまざまな意見が寄せられており、論点については認

識しているので、今後検討する予定であること、  
②さらに詳しい情報を提供いただきたいこと、  
③ED 提案のとおり同時適用を考えていること、  
④最低 2 年は予定するが、システム上の重大な影響があれば、それ以上の期間を検討する用意もあること、⑤IASB と FASB は基本的な部分について意見の違いはなく、密接に協力しており、今後も共同で審議を行っていく予定であること、等のコメントがあった。

### Ⅲ おわりに

IASB は、ED に対するコメント及び円卓会議の意見を踏まえ、FASB と共同で 2011 年 2 月から実質的な審議を再開している。IASB は、2011 年 6 月に「保険契約」を最終基準化することを予定している。

ASBJ では、今後も IASB と FASB の審議の動向を注視しつつ、必要に応じて意見発信を行っていききたい。